

議案第3号

新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設の指定管理者の指定について

新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設の指定管理者を次のとおり指定する。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石川 勝行

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
新居浜市美術館	新居浜市坂井町二丁目3番17号 新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設運営グループ	平成27年7月1日から 平成32年3月31日まで
新居浜市総合文化施設	代表者 株式会社ハートネットワーク 代表取締役 大橋 弘明	

提案理由

新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （省 略）

2 （省 略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （省 略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （省 略）